

一般社団法人日本地球化学会
会員及び会費規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の会員及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会)

第 2 条 入会希望者は、氏名・所属・その他の必要事項を明記し、当該年度の会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。

(学生会員)

第 3 条 定款第 5 条第 1 項に定める正会員のうち、学籍を有するものは学生会員となることができる。

2 学生会員になろうとする者は、会費を納入する際に、毎年在学を証明する書類を本会事務局に提出しなくてはならない。

(シニア会員)

第 4 条 定款第 5 条第 1 項に定める正会員のうち、毎年 7 月末日の時点で満 60 歳以上であり、かつ常勤の職を退職した者は、シニア会員となることができる。

2 シニア会員になろうとする者は、本会事務局に申告しなくてはならない。

(終身会員)

第 5 条 定款第 5 条第 1 項に定める正会員のうち、毎年 7 月末日の時点で本会および日本地球化学会の正会員となってから 20 年が経過し、かつ満 60 歳以上の者は、終身会員となることができる。

2 終身会員になろうとする者は、本会事務局に申告し、85,000 円を納入しなければならない。

(会費)

第 6 条 会費は、毎年 7 月末日までに、当該年度の会費を納入することとする。

2 会費の年額は以下の通りとする。

(1) 学生会員、シニア会員、終身会員以外の正会員：10,000 円

(2) 学生会員：5,000 円

(3) シニア会員：5,000 円

(4) 賛助会員：1 口 20,000 円

3 学生会員については、2年分の会費、または3年分の会費を一括で納入しようとする場合には、それぞれ1回に限り、会費を7,000円、または9,000円とする(学生2年パック、または学生3年パック)。

4 終身会員および名誉会員は、会費の納入を免除する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。